令和３年(2021年)１２月１日
総務委員会資料
総務部総務課

（第７２号議案）

特別区人事及び厚生事務組合規約新旧対照表

改正案	現行
第一条・第二条　（略） （組合の共同処理する事務） 第三条　この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。 一～七　（略） 八　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める救護施設、更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務 九～十一　（略） 第四条～第十七条　（略） 付　則　（略） 附　則 この規約は、令和四年四月一日から施行する。	第一条・第二条　（略） （組合の共同処理する事務） 第三条　この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。 一～七　（略） 八　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務 九～十一　（略） 第四条～第十七条　（略） 付　則　（略）